

第3章

学校における 安全管理



第3章 学校における安全管理

第1節 事故等の未然防止のための安全管理

学校は、事前の安全管理として、事故等の未然防止と事故発生後の適切な対応への備えの両面が重要となる。教職員は、日頃から組織的に安全管理に取り組むとともに、学校環境や学校生活、通学路等の点検を通して危険箇所を発見し改善を重ねること、事故発生時の対応手順や体制についてあらかじめ十分準備しておくことが必要である。

1 学校環境の安全管理の方法

(1) 安全点検の実施

学校保健安全法施行規則(抜粋)

第28条 法第27条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、每学期1回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。

安全点検の種類と法的根拠等

種類	時期・方法等	対象	法的根拠等
定期の安全点検	每学期1回以上 計画的に実施 教職員全員が組織的に実施	児童生徒等が使用する施設・設備、防火、防災、防犯に関する設備など	每学期1回以上、幼児、児童、生徒又は学生が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。 (規則28条第1項)
	毎月1回 計画的に実施 教職員全員が組織的に実施	校地、運動場、教室、特別教室、廊下、昇降口、ベランダ、階段、トイレ、手洗い場、給食室、屋上など	明確な規定はないが、各学校の実情に応じて、上記(規則28条第1項)に準じて行われる例が多い。
臨時の安全点検	必要があるとき ・運動会や体育祭、文化祭等の学校行事の前後 ・暴風雨、地震等の災害時 ・近隣で危害のおそれのある犯罪(侵入や放火など)の発生時等	必要に応じて点検項目を設定	必要があるときは、臨時に、安全点検を行う。 (規則28条第2項)
日常の安全点検	毎授業日ごと	児童生徒等が最も多く活動を行うと思われる箇所など	設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。 (規則29条)

学校環境の安全を保つためには、学校と設置者が協力して校舎等内外の施設・設備を点検し、危険を事前に発見するとともに、それらの危険の除去等の改善措置を講じなければならない。また、学校環境は常に同じ状態にあるわけではなく、季節や時間、自然災害等により劇的に変化するため、安全点検を継続的かつ計画的に行わなければ、環境や行動における重大な危険は見過ごされる可能性がある。

<安全点検の方法>

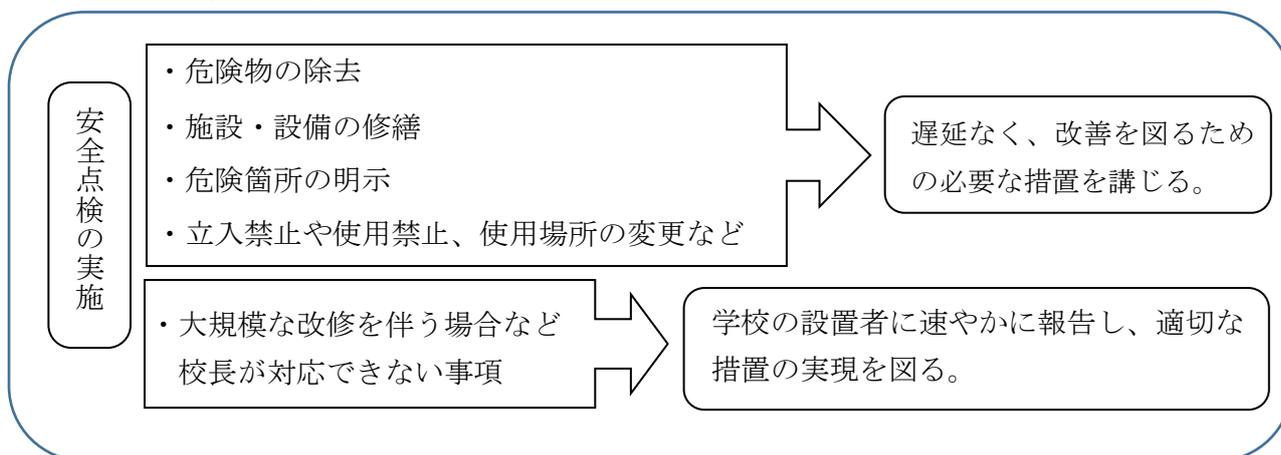
- ・点検箇所別の安全点検表と、点検の観点、点検の方法、分担を明らかにした実施要領を作成し、全教職員が点検項目を認識して実施する。
- ・個々の点検は、目視・打音・振動・負荷・作動等により行う。
- ・点検後の判定結果、不良箇所とその程度、改善措置の状況などを安全点検表に記録する。
- ・構造上の複雑さや表面の塗装等により、学校の教職員では金属疲労・腐食・亀裂等の状態を正確に把握できない場合や、判断が難しく点検の信頼性が疑われる場合などは、定期の安全点検だけでなく臨時に専門家による点検を行う。

(2) 安全点検後の改善措置

学校保健安全法(抜粋)

第 28 条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めただ場合に、遅延なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

<児童生徒等の安全の確保に支障となる事項を認めた場合の措置>



2 学校環境における安全管理上の留意点

校舎内等

*寮や寄宿舍の安全管理についても、校舎内等に準じて行う。

施設・設備	安全管理上の留意点
教室・保育室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道具の破損、整理状態 ・ エアコン等による温度管理（熱中症等予防のため） ・ 電源や電気製品等の安全 ・ 床や腰板の状態（滑りやすさ、破損など）、くぎやびょうなどの突起物 ・ 教室の窓枠・ガラス等の破損 ・ 窓からの転落の危険性（構造上の問題として）、足がかりの有無 ・ 出入口の扉における危険の有無 ・ 戸棚、ロッカーの転倒・移動防止の有無、机、戸棚、その他の備品の配置 ・ 机、いすの破損 ・ 施錠、錠の故障の有無 ・ ピアノの安全管理（固定状態、蓋の開閉状態）など <p>※よく使われるので、状態の変化に留意する。</p>
廊下、 テラス、 階段、 昇降口、 ベランダ、 非常階段	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廊下の窓枠・ガラス等の破損 ・ フェンスの破損や劣化 ・ 廊下、階段、昇降口やベランダなどの不要物品の有無 ・ 雨天時の滑りやすさ ・ 飛び出しや衝突しやすい場所での注意 ・ 廊下の手洗い台の窓の開閉の確認 など <p>※よく使われるので、状態の変化に留意する。</p> <p>※多数の児童生徒等が同時に使用することによる危険性や、周囲の危険物の有無にも留意する。</p>
トイレ、 水飲み場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 滑りやすさ（水飲み場、洗口場、手洗い場など） ・ ドアの開閉、水飲み場の高さ など
屋上、 バルコニー	<ul style="list-style-type: none"> ・ フェンスの高さ、足がかりの有無 ・ 床やフェンス、トップライト（天窗）などの破損や劣化 ・ 出入口の施錠 など <p>※使用状況に応じて管理する。</p>
学校給食の 調理室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設や設備等の危険性（事故防止、火災防止などの観点から） ・ エアコン等による温度管理（熱中症等予防のため） ・ 電源や電気製品・ガスなどの安全 など <p>※衛生管理担当者と連携して行う。</p>
特別教室な ど (理科室、 技術室、 家庭科室、	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実験用、実習用の薬品や危険物の保管・管理・廃棄方法 ・ エアコン等による温度管理（熱中症等予防のため） ・ 保健室の薬品の保管・管理・廃棄方法 ・ ガス、火気（バーナー）などの安全装置の作動性 ・ 危険標識等の整備

美術室、 パソコン ルーム、 保健室、 図書室)	<ul style="list-style-type: none"> ・刃物類の管理 ・ガラス片の散乱等 ・出入口の施錠 ・災害用備蓄物の管理 ・パソコン利用に関わる情報の管理 ・電源や電気製品等の安全と保守点検の仕方 ・図書室の本棚や窓からの転落の予防措置 など <p>※一般教室に準じた安全管理にも留意する。</p>
体育館、 遊戯室	<ul style="list-style-type: none"> ・体育館の天井のひび割れや照明器具の変形等の異常 ・エアコン等による温度管理（熱中症等予防のため） ・床板や壁面（ステージを含む）の破損 ・電源等の安全 ・体育施設や体育用具の破損や劣化 ・机、テーブル、いすなど備品の破損 ・大型遊具、楽器等の整理状態 ・ピアノの安全管理（固定状態、蓋の開閉状態など） ・取付け口や固定口の破損や劣化 ・時計、照明器具、スピーカー等の落下防止 など
校舎・園舎等 の外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎等の外壁や庇の亀裂や剥落の危険性 ・表面仕上げ材の浮きや剥落の危険性 ・雨どいの破損 など
校舎外等	
施設・設備	安全管理上の留意点
校地、園庭、 運動場等	<ul style="list-style-type: none"> ・砂場における危険物の有無 ・校門等の施錠、錠の故障の有無、かぎの管理 ・地面の勾配や凹凸 ・地面の排水状態 ・危険物（ガラス、石、くぎなど）の有無 ・ブロック塀、フェンスや外壁(特にブロック塀)と、その支柱やひびの破損や劣化 ・部外者や動物の進入の有無 ・植生（目の高さの枝） など <p>※児童生徒等が最も活発に活動を行い、休み時間、クラブ活動など自由に遊べる場所であることに留意する。</p>
遊具、体育等 の固定施設・ 移動施設	<ul style="list-style-type: none"> ・遊具・固定施設：鉄棒、ブランコ、滑り台、ジャングルジム、バックネット、防球ネットやその支柱などの破損や劣化、周囲の状態、設置状態、掲揚塔の破損や劣化など ・移動施設：サッカー、バスケットボール、ハンドボールなどのゴールポストの固定の状態、テント、展示物の破損や劣化、風雨等の自然環境の影響

	<ul style="list-style-type: none"> ・突起物・突出物への配慮 など <p>※移動施設は、移動後の固定状況についても点検する。</p>
運動用具等の倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ・倉庫や用具室の整理・整とん ・倉庫の施錠、錠の故障、かぎの管理 ・石灰の保管状況や取扱い方 ・用器具等の保管状況や利用法 ・児童生徒等の出入りの管理 など <p>※用具の撤収や収納の際のけがにも留意する。</p> <p>※石灰による角膜損傷や目につきにくい倉庫内でのけがにも留意する。</p>
プール	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化・消毒装置、シャワー、洗眼器などの作動性・利用法 ・プールへの危険物や異物などの混入 ・プールの排（環）水口の蓋等の固定 ・プールサイドやプール周辺の危険性（床面の熱さや滑りやすさ） ・出入口等の施錠 ・プールの消毒薬の保管状況や取扱い方 ・連絡用電話の接続状況 など
足洗い場	<ul style="list-style-type: none"> ・洗い場における危険物の有無 ・周囲における障害物の有無 ・滑りやすさ ・排水状態 など <p>※多数の児童生徒等が同時に使用することによる危険性に留意する。</p>
農場、飼育場	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の壁、板面、柵やフェンスの破損や劣化 ・農機具等の整備 ・飼育場や倉庫の整理・整とん ・出入口等の施錠 など

3 自然災害等発生に備えた安全管理

自然災害発生に備えて

自然災害等発生に備えた安全管理としては、火災や地震、火山活動などの災害発生時の避難に関する事項及び地震等への備えに関する事項等が考えられる。例えば、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成・点検をすること、「緊急地震速報」を受け取った際の対応、避難経路や防災施設等の周辺に障害物を置かないこと、避難器具の点検、設備や器具等の転倒・落下防止、発火しやすい薬品等の安全な保管、関連機関との連絡体制・連絡機能の確保、非常用物資の備蓄などについて十分検討し取り組む必要がある。

避難所運営に備えて

学校が所在する市区町村の地域防災計画との密接な関連を図り、学校施設が地域の指定避難所に指定されている場合の対応等（使用場所についての優先順位や衛生管理にも配慮した安全管理等）についても十分に協議・検討し、対策を講じておく必要がある。一方、防災に関する施設や設備については、誤作動によるけがなど、日常の安全性の観点からの安全管理も必要である。防火扉、防火シャッターについては定期点検、取扱いの注意等を徹底する必要がある。

第2節 学校生活の安全管理

学校生活の安全管理は、学校における全ての教育活動を対象に、児童生徒の行動により生じる危険を早期に発見し、事故を未然に防止するために行う。過去の事故統計や事故事例を活用し、自校の児童生徒等の多様な行動等の実態を踏まえ、安全管理の観点や方法について、全教職員で共通理解を図ることが重要である。

1 学校生活の安全管理の方法

(1) 事故の発生状況や原因・関連要因等の把握

<活用できる事故等の情報>

- ・運動や遊びなどの活動内容、活動場所等の実態調査
- ・健康観察や保健室への来室状況等の記録
- ・教職員による行動観察
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センターの事故統計や事故事例等

(2) 行動や場所の規制

- ・規制について教職員が共通理解し、協力体制を確立して指導する。
- ・規制の理由を児童生徒等に理解させ、遵守を徹底させる。
- ・行動や場所の規制は、休み時間やクラブ活動等、児童生徒等の自由度が高い時間帯においても有効なものとなるように、具体的に明確なものとする。

例)立入禁止の場合 … その場所を明示し、容易に立ち入ることができない措置を講じる。

(3) 情緒の安定と良好な健康状態の把握

- ・児童生徒等の心身の健康状態は、行動の安全性に影響を与えるため、教職員は児童生徒等の情緒の状態をはじめとする心身の健康状態の把握及びその安定や改善に努める。
- ・個別の対応が必要な児童生徒等は、言葉で促すだけでなく実際に目視で確認する。

(4) 安全管理と安全教育との関連

- ・安全管理と安全教育は相互に充実を図る関係にあることに留意し、児童生徒等には、安全な行動選択の必要性、安全な行動の実践方法などを理解させる。
- ・危険を予測する能力や、安全を尊重する規範意識等の形成と関連させながら、指導の徹底を図る。
- ・教職員と児童生徒等との信頼関係及び児童生徒相互の人間関係を大切にしながら、学校生活における安全管理の効果を高める。
- ・危険な行動をとるなど、けがをしやすい児童生徒等に対しては、多面的な理解、個別的な指導など、発達の段階を考慮した働きかけを行う。

2 学校生活の安全管理上の留意点

休み時間

*学校種の違いや自校の実態等を考慮する。

活動の場	安全管理上の留意点
校舎内で活動している場合	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上や階段、廊下や教室の施設そのものに不備や危険はないか。 ・校舎内での施設の利用や児童生徒等の行動に危険はないか。 ・縁や天窓に乗ったり、窓から体を乗り出したりするなど危険な行動をしていないか。
運動場、体育館等で活動している場合	<ul style="list-style-type: none"> ・運動や遊びをしている者与其他の者の行動に危険はないか。 ・運動や遊びの種類と場所に危険はないか。 ・休み時間から学習時間に移るときの児童生徒等の行動に危険はないか。 ・人目につきにくいところで運動や遊びをしている者に危険はないか。 ・新しく児童生徒の間に流行している遊びで、安全上の問題となるものはないか。
運動場、体育館等で遊具や固定施設、移動施設を利用している場合	<ul style="list-style-type: none"> ・遊具、固定施設そのものについて不備や危険はないか。 ※特に、施設・器具等の移動、設置を行った場合の固定状況等を含めた安全確認（サッカーゴール、ハンドボールゴール、鉄棒、跳び箱等） ・利用の仕方に無理はないか。 ・利用している者の行動に危険はないか。 ・固定施設の近くににいる者に危険はないか。

学校給食（給食の時間）

*学校種の違いや自校の実態等を考慮する。

活動の場	安全管理上の留意点
配膳室（調理室）での保管、食缶等の受渡し、運搬等	<ul style="list-style-type: none"> ・食缶等の保管中や運搬中に、異物混入等の危険がないか。衛生面での管理が十分にされているか。 ・配膳室の出入口付近に危険はないか。 ・食缶、食器等の受渡しの方法、運搬する方法や通路などに危険はないか。 ・児童生徒等に対し、受渡しや運搬の仕方についての指導を十分に行い、安全に行動しているか。（食缶等の持ち方、運搬車の扱い方、運搬車への載せ方や、降ろし方、熱い物や重い物の扱い方、階段における運び方など）
教室やランチルーム等での準備、配膳	<ul style="list-style-type: none"> ・手洗場の状況と利用の方法、教室やランチルーム等は、衛生面・安全面から適切に管理されているか。 ・児童生徒等に対し、手洗いや服装等衛生面の指導を十分に行い、適切に行動しているか。 ・運搬車、食缶、食器等の置く位置など、安全確認は十分されているか。 ・配食方法や手順に応じ、当番の仕事内容と人数などは適切か。（セルフサービス方式、テーブルサービス方式、グループ配食方式、その他） ・児童生徒等に対し、配膳の仕方についての指導を十分に行い、安全に行動しているか。（配食時の並び方、盆や食器等の持ち方・運び方・扱い方など）
食事中、後始末	<ul style="list-style-type: none"> ・食事中（異物混入、食物アレルギー等）、後始末、その他に危険はないか。 ・食事中のマナー、姿勢等は適切か。 ・児童生徒等に対し、後始末の仕方についての指導を十分に行い、安全に行動しているか。（後始末の手順、盆や食器等の整頓、残飯等の処理の仕方、食缶等の運び方、机やテーブル拭き、教室やランチルーム等の整頓、手洗いや歯磨きなど）

* 学校には各種のアレルギー疾患の児童生徒等が在籍しているが、既往症のある児童生徒等のみが発症するとは限らず、学校給食で初めて食したものに反応する事例もある。食物アレルギーへの対応については、児童生徒の健康管理表による取組や、各学校の対応マニュアルに沿った対応を行う。（「学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドライン」「学校給食における食物アレルギー対応指針」を踏まえ、適切に行う。）

清掃活動等

* 学校種の違いや自校の実態等を考慮する。

活動の場	安全管理上の留意点
作業時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 用具や道具の点検、修理、補充等が正しく整備されているか。 ・ 作業時等の服装が、安全上適切なものであるか。 ・ 道具や用具が正しく安全に利用されているか。(鍬・鎌等の危険な用具の利用) ・ 作業活動が周辺の児童生徒等に危険を及ぼすことはないか。 ・ 作業の場所やその周辺に危険はないか。 (特に、2階以上の窓・ベランダ、校外、ふみ台を利用して清掃する場所、ガラス等の危険な物を処理する場合等) ※作業の手順を明確にし、安全上の指導を十分行った上で、教員等の監督の下、作業を行うよう留意する。 ・ 肥料や薬剤の取扱いが安全になされているか。

各教科等の学習時間

* 各教科等の特性や児童生徒の実態に応じ、万全な安全管理を行う。

活動の場	安全管理上の留意点
始業前、授業前	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の心身の状態の把握をし、授業中等に予想される危険に対する配慮がされているか。
授業中	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業計画、授業内容が適切であるか。 ・ 施設、用具、教材・教具等が整備され、その扱い方が児童生徒等によく理解されるとともに、利用の仕方に危険はないか。 ・ 実験、実習、実技などでけがの可能性が高い児童生徒等に対し、個別に安全の配慮がされているか。 ・ 情緒不安傾向の児童生徒等、特に注意を要する者に対する適切な個別の配慮がされているか。 ・ 総合的な学習の時間等、校外での活動において、安全への一層の配慮がされているか。

特別活動、部活動等

* 学校種の違いや自校の実態等を考慮する。

活動の場	安全管理上の留意点
クラブ部活動等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校内の指導組織を確立し、教職員の共通理解が図られているか。 ・ 異なった学年の児童生徒による共通の活動であるため、無理や危険はないか。 ・ 場所、時間、気候等に無理や危険がないように計画されているか。 ・ 用具や使用施設・設備の安全が確認されているか。 ・ 参加する児童生徒の健康状況を十分把握し、自己管理を徹底するとともに、望ましい人間関係の育成が図られているか。 ・ 担当教員と担任をはじめ、他の教職員や保護者との十分な連絡が保たれ、連携協力の下に指導がなされているか。
体育的活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動前に一人一人の心身の健康状態を、観察や質問によつて的確に把握しているか。 ・ 活動中も常に健康状態の把握に努め、異常に気づいたら適切な措置を講じているか。 ・ 見学者の扱いについても、安全性に十分配慮しているか。 ・ 児童生徒等一人一人が自分の健康管理に努めるよう指導しているか。 ・ 人と人との身体接触が多い種目では、特にルールを遵守し、粗暴なプレーを絶対に行わないよう繰り返し指導しているか。 ・ 個人ごとの能力の把握に努め、能力に応じた段階的指導をするとともに、補助者が必要な場合には、正しい補助ができるよう指導しているか。 ・ 施設、用具、活動場所等の安全について点検及び整備を確実にし、取扱いや利用方法について正しく理解させ、活動時には、自分たちで安全管理ができるように指導し

	<p>ているか。(特に、砲丸、やり、ハンマー、弓、アーチェリー等の扱い・保管は注意が必要である。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ギャラリー開口部からの安全管理については、開口部をふさぐ、注意喚起の表示等により、児童生徒等の転落防止を徹底しているか。 ・対外試合等に参加させる場合には、あらかじめ校長の許可を求め、保護者の承諾を得て参加しているか。競技そのものの安全管理はもちろん、会場までの行き帰りの安全にも十分留意しているか。事故が起こったときの対応や連絡方法についても確認しているか。
生産的活動	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備、用具等の安全性の確認は、児童生徒等の実態に応じて、十分な指導の下、児童生徒等ができるものはさせているか。(最終的には教員の責任において行う。) ・作業に適した服装で行わせているか。 ・作業時は安全を第一とし、真剣に活動へ取り組ませているか。 ・作業内容によっては、場と人数を考え、間隔を十分にもたせているか。 ・施設や用具の安全な使い方については、繰り返し指導し、注意喚起をしているか。 ・作業終了後は、使用用具の確認を行い、手入れと保管を徹底しているか。
学校行事	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者の人員は確認されているか。 ・異学年の児童生徒等による共通の活動であるため、無理や危険はないか。 ・場所、時間、気候等に無理や危険はないか。 ・用具や使用施設・設備の安全が確認されているか。 ・参加する者の健康状態が十分把握され、活動状況に危険はないか。 ・活動している児童生徒同士の間には危険はないか。 ・不審者への対応について検討、教職員等に周知されているか。

3 学校行事における安全管理の取組例

< 運動会・体育祭、マラソン大会等の体育的行事 >

○活動前の取組例

- ・種目の選定は、児童生徒のニーズや能力と発達段階に応じた適切なものとする。
- ・競技の内容・方法、きまりを十分理解させ、練習計画を立て、事前指導の徹底を図る。
- ・施設、用具・器具等の安全点検を行うと同時に、その準備の仕方や役割分担について、十分に指導を行う。
- ・会場の整備を徹底する。また、外来者に対する安全措置を講じる。
- ・校外で持久走等を実施する際には、事前調査によるコースの安全確認を十分に行うとともに、地元警察署から道路使用許可をもらう。また、警察、安全協会等の関係団体、地域のボランティア、保護者等の協力を得て、交通事故防止に向けた万全な対策を講じる。
- ・天候の状況等(気温、湿度等も含めて)から実施するかどうかを適切に判断する。
- ・学級担任による健康観察や、特に注意を要する児童生徒等の健康診断など、事前に児童生徒一人一人の健康状態を十分に把握する。
- ・本部と救護の所在を明確にし、AEDを配置しておくなど緊急事態に対応できる準備をしておく。
- ・校外で持久走等を実施する際には、当日の救護車の手配や、要所に応急手当のできる教職員やAEDを配置しておくなど救護体制に万全を期す。

○活動中の取組例

- ・当日の準備運動についても念入りに行う。
- ・児童生徒等の活動の様子を観察し、一人一人の健康状態を十分に把握する。
- ・けがをしたり、体調不良等を訴えたりする児童生徒が発生した際は、児童生徒の生命や健康を守ることを最優先し、迅速で適切な対応をとる。(応急処置、AED 使用、救急搬送等)
- ・児童生徒等に危害を及ぼすおそれのある不審者等がないか巡回する。

○活動後の取組例

- ・けがや体調等の状況を把握し、適切な措置をする。
- ・用具の後片付け、保管を安全に行う。

< 旅行・集団宿泊的行事 >

○児童生徒等の安全を最優先に考えた全体計画の作成

- ・日程、経路、交通機関、目的地の状況等、実地踏査などによる事前調査を行い、安全性に十分配慮した計画を立てる。
- ・万一の事故に備えて、緊急時の連絡体制・医療体制の点検を行う。
- ・保護者へ丁寧な説明をし、理解を図る。

○活動にあたっての指導上の留意点

- ・事前に児童生徒等の健康状態を把握し、配慮が必要な児童生徒等については適切に対応する。
- ・旅行中の発病や事故に際しては、すみやかに医療機関等に連絡し受診するなど、適切な措置をとる。
- ・人員点呼や健康観察を適切に行うとともに、集合場所、時間、合図の仕方等を指示し、徹底する。
- ・歩行は、一人一人に安全を確認させる。また、駐車場や高速道路のパーキングエリア等での交通安全に十分注意させる。
- ・乗り物利用時は、待ち方、乗降の仕方、車内態度等安全な利用についての指導を徹底する。
- ・グループ行動、自由行動の範囲を指定し、危険箇所への立入りや単独行動等を禁止する。
- ・緊急事態発生の場合の連絡方法を確認する。
- ・施設利用の際は、万一の災害に備え、避難の経路や方法等を周知徹底しておく。
- ・行事終了後、自宅に到着するまでの間、健康安全に配慮するように指導する。

第3節 防犯に関する安全管理

学校は、保護者や警察等の関係機関、防犯等の関係団体、地域の防犯ボランティア(スクールガード)等との連携を図り、児童生徒等が不審者等による犯罪の被害者とならないよう、十分な対策を講じる必要がある。また、「登下校防犯プラン」等に基づいた通学路等の安全確保、不審者等の侵入防止及び不審者対応マニュアル等の作成等、学校や地域の実情を考慮した安全管理体制を整備するとともに、警察等と連携した児童生徒や保護者等への情報提供等を積極的に進めるなど、多様な観点から対策を講じる必要がある。

1 登下校時の防犯対策

近年、登下校中に誘拐や傷害などの犯罪に巻き込まれ、未来ある尊い命が奪われるという被害が続いている。誘拐や傷害などによる犯罪被害防止に向け、児童生徒等を極力一人にしないという観点から、保護者や地域の協力を得ながら安全な登下校方策を策定し、実施していくことが必要である。このため、教職員、保護者の間で登下校方策について議論し、共通認識を得ておくことが重要である。特に、小学校低学年の児童については、学校の状況に応じて集団登下校や見守り・同伴などの工夫を行うことにより、その安全がしっかりと確保できるよう取組を進めることが重要である。このほか、学校行事・部活動等で帰宅時間が不規則になる際の対応について保護者や見守り活動の実施主体等と共通理解を得ておくことが重要である。

登下校防犯プランから (平成30年6月 登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議より一部抜粋)

1 地域における連携の強化

- (1) 登下校時における防犯対策に関する「地域の連携の場」の構築
- (2) 政府の「登下校防犯ポータルサイト」による取組の支援

2 通学路の合同点検の徹底及び環境の整備・改善

- (1) 通学路の防犯の観点による緊急合同点検の実施、危険箇所に関する情報共有
- (2) 危険箇所の重点的な警戒・見守り
- (3) 防犯カメラの設置に関する支援、防犯まちづくりの推進

3 不審者情報等の共有及び迅速な対応

- (1) 警察・教育委員会・学校間の情報共有
- (2) 地域住民等による効果的な見守りや迅速な対応に資する情報の提供・発信
- (3) 放課後児童クラブ・放課後子供教室等の安全対策の推進

4 多様な担い手による見守りの活性化

- (1) 多様な世代や事業者が日常活動の機会に気軽に実施できる「ながら見守り」等の推進
- (2) スクールガードの養成、防犯ボランティア団体の活動等の支援
- (3) 「子供110番の家・車」への支援等

5 子供の危険回避に関する対策の促進

- (1) 防犯教育の充実
- (2) 集団登下校、ICタグ、スクールバス等を活用した登下校の安全確保の推進

警察との連携から

<不審者情報に係る関係機関との連携>

○不審者等の情報提供

- ・警察等との連携による学校周辺や地域の不審者情報の収集
- ・児童生徒や保護者からの不審者に係る情報等の警察等への提供
- ・教育委員会への報告、保護者や地域住民への情報提供、近隣校間の情報共有

2 不審者侵入を防止するための防犯対策

<「校門」「校門から校舎の入口まで」「校舎の入口」の3段階のチェック体制の確立>

1 学校施設面における安全確保

- ・校門、囲障、外灯、校舎の窓、出入口等の破損の有無
- ・鍵の管理・施錠と点検、警報装置や防犯監視システム・通報機器を設置している場合の作動状況の点検
- ・警察や警備会社等との緊急連絡・通報体制の整備
- ・死角の原因となる立木等の障害物、駐車場や隣接建物等からの侵入の可能性の有無など

2 来訪者の確認

- ・学校への来訪者の案内や誘導、来訪者への声かけや名札等による識別
- ・敷地や校舎の入口や受付の明示
- ・教職員やボランティア等による校舎内外の巡回（始業前、授業中、昼休み、放課後等）

3 学校施設の開放

- ・学校施設の開放時における開放部分と非開放部分との明確な区分
- ・不審者等の侵入防止のための進入禁止場所の明示や施錠
- ・地元警察署への情報提供による見守り活動やパトロールの依頼など

<不審者侵入時に備えた体制整備>

○不審者侵入時の対応マニュアルの作成、見直し

○不審者侵入訓練の実施

- ・警察等への通報体制、教育委員会への第一報、児童生徒の命を守るための組織体制や教職員の動きなどの確認

参考「千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例」

「学校等に侵入して行われる犯罪の防止に配慮した学校等の構造、設備及び管理に関する指針」

第4節 通学路の安全管理

学校における通学の安全管理は、児童生徒等の通学時における安全の確保を目的とするもので、通学路の設定とその安全確保及び通学的手段に対応した安全管理が主な対象となる。各学校では、安全な通学路の設定、通学路による登下校の徹底、定期的な通学路の点検、危険箇所・要注意箇所の周知・対策等を行う必要がある。また、交通安全だけでなく、防犯や防災の観点からの安全管理が必要であり、児童生徒が自ら命を守るための安全教育と併せて進めていくことが重要である。

通学路の安全管理に係る考え方

学校保健安全法(抜粋)

第27条 学校においては、児童生徒等に対する通学路を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導について計画を策定し、これを実施しなければならない。

第30条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体との連携を図るよう努めるものとする。



学校における通学路の安全管理

通学路を含めた地域社会における治安を確保する一般的な責務は、当該地域を管轄する地方公共団体が有するものであるが、各学校においても適切な対応が求められる。

<学校に求められる通学路の安全管理対策>

- ① 学校安全計画に基づき、児童生徒等に対する通学路における安全指導を行う。
- ② 警察やボランティア団体等地域の関係機関・関係団体等との連携に努める。

1 通学路の設定と安全確保

<安全管理の進め方と留意点>

- ・教育委員会・学校、保護者等は、警察等の情報、実際の通学路の状況、交通事情、誘拐や傷害などの犯罪被害、土砂崩れや河川の氾濫などを考慮し、可能な限り安全な通学路を設定する。
- ・児童生徒等の通学路は一人一人違うことや、下校時には放課後児童クラブ・放課後等デイサービス・塾など、登校時とは別の経路を利用することもあることから、保護者は状況等を把握して、児童生徒等に安全確保のための指導を行う。
- ・学校、家庭、地域社会が、それぞれの状況を勘案し、適切な役割分担の下で協力し取り組む。
- ・教職員や保護者は、必要に応じて教育委員会、警察、道路管理者や地域の関係者等と連携し、定期的又は必要に応じて随時、通学路を点検し、児童生徒等が一人になる区間や危険箇所・要注意箇所を抽出する。
- ・通学路の危険箇所等については、関係者等へ情報提供し、共通認識をもちながらそれぞれの立場で対応する。通学路の安全点検と、点検結果に基づく対策等を繰り返し実施する。

2 通学路の安全管理における取組例

通学路の設定(通学路の条件)

観 点	項 目
交通安全	<ul style="list-style-type: none"> ・道路横断の回数が少ない。 ・横断箇所に横断歩道、信号機が設置されたり、警察官、交通安全指導員、地域ボランティア、保護者等の誘導が行われたりしている。 ・横断箇所に駐車車両や渋滞車両がない。 ・できるだけ歩車道の区別がある。 ・歩車道の区別がない場合、交通量（自転車も含む）が多い、車両の走行スピードが速い、大型車両の往来がある、路側帯が狭い（通行する児童生徒等と車両が接近する）などの道路は避ける。 ・遮断機のない無人踏切を避ける。 ・見通しが悪い、頻繁に車両が右左折する、車両の複雑な動きがある交差点は避ける。 ・沿道施設へ出入りする車両が、歩道や路側帯を横切る箇所はできるだけ避ける。 ・交通事故が頻繁に発生している道路、重大な交通事故の発生が想定される道路や交差点は避ける。 ・ガードレールが未整備の歩道は避ける。 ・交差点で右折する自動車、左折する自動車に歩行者が巻き込まれないよう、右折・左折専用の信号機が設置されている。 ・登下校の時間帯にごみ収集車や荷物搬入の大型車両など、特定の車両の出入りや通行量が増加する場所は避ける。 ・安全に待機できるスペースが確保されていない交差点は避ける。 ・歩車道の区別がなく、時間帯、天候などにより駐車車両の縦列が予想される道路は避ける。
生活安全 (防犯等)	<ul style="list-style-type: none"> ・過去に不審者が出没した箇所、あるいはその可能性が高い箇所は避ける。 ・人通りの少ない、外灯が設置されていない道路は避ける。 ・車両が頻繁に路上停車している道路は避ける。 ・警察や地域住民等から、人目に付きにくいと指摘された箇所は避ける。 ・地下道や高架下などのトンネルや高い塀が続く道は避ける。 ・季節の変化により植物等が繁茂することで死角が発生する可能性の高い箇所は避ける。 ・緊急時に児童生徒等が駆け込める「こども 110 番の家」「コンビニエンスストア」等が複数存在する道路を選ぶ。 ・人通りの多い、人目に付きやすい道路を選ぶ。
災害安全	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨時に氾濫が想定されている河川や用水路沿いの道路は避ける。 ・地震発生時に、ブロック塀の倒壊、外壁の落下等が想定される道路は避ける。 ・大雨や地震発生時に、土砂崩れ等の災害が想定されている箇所は避ける。 ・その他、災害発生時に被害が想定される箇所は避ける。

通学路の安全確保(安全確保のための方策)

観 点	項 目
全 般	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等一人一人の通学方法を把握する。 ・集団登下校における集合場所の危険性を日常的に確認する。 ・集団で登下校する適切な人数構成などについて、児童生徒等や地域の実態を踏まえ年度が始まる前に協議する。 ・学校行事や部活動等で登下校の時刻が変更された場合、見守り体制の連携など保護者、地域と情報共有するなど児童生徒等の安全確保（交通事情や防犯等への配慮）について

	<p>慎重に検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関、専門家、保護者、地域関係者等が加わる地域の連携の場（通学路安全推進協議会、地域学校安全委員会、学校安全委員会など）を設置し、通学路の安全性を点検し、改善方策を協議する組織体制を整える。 ・定期的に、あるいは必要に応じて（障害物の放置、工事状況、催し物の実施等）、通学路を実際に歩くことで点検をする。 ・交通量の多い地域での対処（登校時間帯における車両進入禁止区分等の設定）について事前に協議する。 ・交通安全、防犯、防災の視点から、通学路の危険箇所を抽出する。その際、教職員、児童生徒等、保護者、地域から提供される情報や、過去の事件事故災害等の情報を参考にする。 ・教職員、児童生徒等、保護者、地域関係者が協力して、危険箇所を示したハザードマップを作成し、安全管理・安全教育に活用する。 ・危険箇所の具体的な状況を分析することで、事件・事故、災害により起こり得る被害を想定し、関係行政機関を含め関係者間で情報共有するとともに改善方策を提案する。 ・危険箇所の分析に基づき、又は児童生徒等の実情に応じて、通学路の変更等の対応をとる。 ・必要に応じて、児童生徒等へ登下校の指導を行い、注意を喚起する。 ・危険箇所については、保護者へ情報提供するとともに、児童生徒等にも周知する。 ・特に危険な箇所では、警察官、交通安全指導員、地域ボランティア、保護者等による誘導、指示、巡回を行うとともに、交通安全や犯罪防止のために必要な設備等の設置を要請する。 ・児童生徒等に対して自己管理の下、安全に行動することを周知徹底する。 ・就学初年度早期に交通安全に関わる指導を実践する。
交通安全	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路の標示や標識、注意喚起や安全行動を促す標示類を適切な箇所に設置する。 ・場所や状況により交通規制を要請する。 ・道路の新設等で、通学環境が変わる場合、事前に交通事故の危険性をアセスメントし、対応策を講じる。 ・警察からの交通事故に関する情報（発生箇所、事故状況など）を適宜入手し、安全管理・安全教育に活用する。 ・定期的に児童生徒等の通学の様子を観察し、環境改善や安全指導上の課題を抽出する。 ・万一、児童生徒等が交通事故の被害者・加害者になった場合の危機管理体制を整えておく。 ・万一、児童生徒等が交通事故の被害者・加害者になった場合の対処について、児童生徒等に対して指導する（警察への通報、相手車両ナンバーの把握など）。 ・自家用車で児童生徒等を送迎する保護者へ、児童生徒等の安全確保について協力を依頼する。

3 安全な通学方法の策定・実施

(1) 安全な通学方法の策定と留意点

○交通手段の違いによる安全確保

- ・徒歩及びバス、電車等利用される交通機関等は地域や学校の実情等により大きく異なるため、実態に応じた安全管理を行う。
- ・スクールバスを利用している場合は、バス停までの通学方法についても確認しておく。

また、地元の警察署に、スクールバスの経路や走行時刻、停留所の場所等について情報提供し、見守り活動等を依頼する。

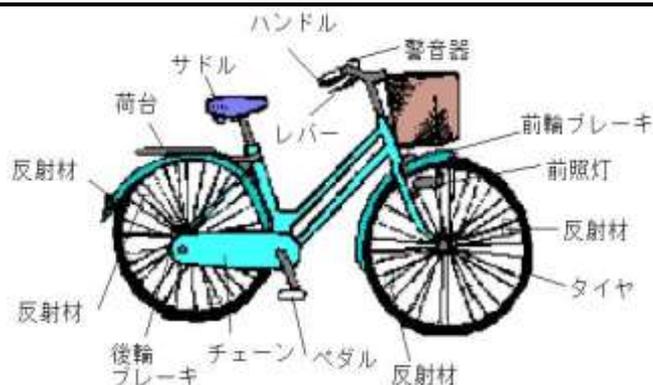
- ・集団登下校を実施する際は、一人一人の通学方法を把握し、地域の道路環境、交通量等を考慮した上で決定する。また、実施にあたっては、教育委員会、警察署、保護者、その他の関係機関と密接に連携し、登下校時の交通規制、保護、誘導等に万全を期す。特に、集合場所の選定や集団の人数に留意し、児童生徒等に対しては、集団として規律ある行動がとれるよう指導の徹底を図る。
 - ・部活動等で下校時刻が遅くなる場合は、交通事情の変化や防犯等を配慮し、安全に下校できるよう具体的に指導する。
 - ・バス、電車等の利用者に対し、乗降時や乗車中の行動、降車後の横断等における安全確保について周知する。
 - ・登下校時における悪天候や自然災害発生時に備えて、情報の入手方法を確認しておく。
- また、非常時は、状況に応じて、登下校時刻や通学順路の変更、保護者や教職員の引率による下校、保護者への引き渡しや学校待機等の判断・対応をする。

○自転車通学の児童生徒等への安全確保

- ・平成29年4月1日施行の「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、学校や家庭における交通安全教育の充実に努める。
(自転車乗車用ヘルメットの着用、自転車損害賠償保険等の加入促進など)
- ・通学における使用のきまりの遵守、自転車に関する道路交通法等関連法規の遵守、ヘルメットの着用、車両の点検整備、駐車における管理、学校周辺や校門周辺における一般交通や他の児童生徒等との混雑緩和、乗車時の行動等について、安全指導と安全管理を行う。
- ・通学距離、地域の交通事情等を考慮し、自転車通学に関するきまり等を設け、通学の安全が保たれるようにする。
- ・登下校時の歩行者と自転者等の混雑や交錯を配慮し、駐輪場や経路等の調整を行う。
- ・定期的に自転車を点検させるとともに不良箇所を修理するよう指導する。
- ・駐輪場の使用について、使用場所や禁止場所の遵守、整理整頓の習慣等を身に付けさせる。
- ・運転にふさわしい服装、ヘルメットや雨具の着用、防犯登録、保険への加入等の指導、悪天候、濃霧、薄暮等の自然環境の変化に対処した安全な走行について指導を行う。
- ・道路交通法等の交通関係法規を守り、安全な走行、スピードの抑制、無灯火や二人乗りの禁止等の指導及び歩行者、特に、高齢者、幼児、障害のある人たちへの配慮など、自己管理能力を高めていくような指導の徹底を図る。

自転車の点検

点検箇所	点検のポイントと整備の仕方
サドル	またがった時に、両足のつま先が地面に軽く着く程度に固定されているか。
ハンドル	高さは適正か。ハンドルの角度が、前輪と直角に固定されているか。
警音器(ブザー)	よく鳴るか。
ブレーキ	前後ともブレーキが効くか。(時速10kmで走行中、ブレーキをかけてから3m以内で止まれるものでなければならない。)
前照灯	ライトが明るく点灯するか。(10m前方がよく見えるか。)
反射器材	反射器材は、夜間100mの後方から自動車のライトで照らされた場合、よく見えなければならない。また、側方からもよく見えるか。
タイヤ	タイヤには十分空気が入っているか。溝がすり減っていないか。
ペダル	曲がっているなどのために、足がすべる恐れはないか。
チェーン	ゆるみすぎてはいないか。
変速機等	正しく作動するか。



整備が不十分な箇所がある場合には、速やかに自転車安全整備店で修理させる。なお、自転車安全整備店の表示がある店で点検整備をすれば、「TSマーク」を貼付されるが、これには傷害保険と賠償責任保険が附帯されている。

○二輪車や定時制高校等における自動車に通学している生徒への安全確保

- ・二輪車や自動車による通学の安全確保については、使用のきまりの遵守、車両の点検整備、駐車における管理、学校周辺や校門周辺での他の生徒との混雑緩和、乗車時の行動等について安全指導と安全管理を行う。
- ・二輪車や自動車は歩行者等に対する加害事故を起こしやすいことに留意する。
- ・県教育委員会が主催する「原付通学許可者に対する交通安全教室」を活用し、原付通学者の安全意識と運転技能の向上を図る。
- ・家庭や安全運転を推進する地域の諸機関との連携による二輪車の実技指導を含む実践的な安全運転講習などに生徒が参加できるよう考慮する。

(2) 交通事故防止のための安全確保

- ・教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者等で構成される推進体制を構築し、その下で地域ごとに策定された基本的方針（通学路交通安全プログラム）に基づく取組を実施する。
- ・通学路の合同点検等の結果を踏まえ、児童生徒等に対し、自らの交通ルール遵守はもちろんのこと、周囲の状況に注意して通行することを指導する。また、保護者や地域ボランティア等が共通理解を図り、効果的な見守り活動が実施されるようにする。

(3) 悪天候時や災害等発生時の安全確保

- ・登下校中に災害等が発生した場合は、原則として自宅か学校のどちらか安全で近い方へ向かうよう事前に指導しておく。また、保護者と学校との間で共通の認識を得ておく。
- ・児童生徒等が入手した情報（Jアラートによる緊急情報、防災無線や広報車などの放送、テレビやラジオ、携帯電話へのメール配信、周囲の動き、公共交通機関のアナウンス等）に基づき、自らの判断で冷静に行動できるよう、事前に周知しておく。また、災害の種類に応じて、当該災害の性質、とるべき行動、安全な避難場所について理解させる。
- ・地震が発生した場合は、まず「カバンや持ち物で自分の頭を保護する」「建物、塀、崖下、川岸等から離れる」「自動車は思わぬ動きをするので離れる」「津波が発生するおそれがあるので海からできるだけ離れる」等の指導をしておく。また、避難（安全な場所への移動）の途中経路で児童生徒等が互いに助け合うこと、可能であれば、帰宅後できるだけ早く学校へ連絡することを指導しておく。
- ・通信手段が途絶した場合の安否確認のルールについて、児童生徒等や家庭と事前に協議しておく。
- ・交通機関を利用している場合は、交通関係者の指示に従い、決して自分勝手な行動をとらないよう指導する。また、遠距離通学の場合などは通学経路上の避難場所に避難するなど、地域の実情や通学方法等に応じた指導をしておく。

(4) 誘拐や傷害などによる犯罪被害防止のための安全確保

- ・児童生徒等を極力一人にしないという観点から、保護者や地域の協力を得ながら安全な登下校方策を策定し、実施していく。
- ・学校の状況に応じて集団登下校や見守り・同伴などの工夫を行うことにより、その安全がしっかりと確保できるよう取組を進める。
- ・学校行事や部活動等で帰宅時間が不規則になる際は、対応について保護者や見守り活動の実施主体等と共通理解を得ておく。
- ・地域全体で児童生徒等を見守る体制及びそれを補完する防犯カメラや街灯等を整備する。
- ・児童生徒等に対しても「通学安全マップ」や「地域安全マップ」の作成などを通して危険箇所等を周知するとともに、危険予測・回避能力を身に付けさせるための具体的な行動等について安全教育を行う。